



【2010 年 9 月例会報告】

9 月 27 日 (月)

「The Pirate Bay の閉鎖と再開、ふたたび」

北川義人 (北欧文化協会監事)

2008 年 9 月例会で The Pirate Bay(以下、TPB と表記)の閉鎖と再開について報告した。本報告はその後日談であり、詳しくは前回の報告をご参照いただきたい。

TPB は世界最大級のファイル共有サービスを提供する、インターネットの「海賊」サイトである。海賊行為(piracy)とは著作権等の知的財産権への侵害行為を指し、ファイル共有はその典型とされるが、TPB は索引を提供しファイルは利用者間で相互に提供される。

2006 年 5 月 31 日 TPB は強制捜査により閉鎖されるが、6 月 2 日に復旧する。ようやく 2009 年 2 月 16 日ストックホルム地裁で公判が開始され、4 月 17 日に TPB の設立者 3 名と協力者 1 名に禁固 1 年と罰金が命じられる。現在スベア高裁で控訴審が行われている。

並行して民事訴訟が展開される。5 月 13 日 TPB の活動停止を求める訴訟が開始する。8 月 21 日インターネット接続事業者 (以下、ISP と表記) が TPB へのサービス提供を禁じられ、8 月 24 日にサービスが停止される。TPB は 3 時間で復旧するが、翌 2010 年 5 月 21 日にはスベア高裁も一審を支持する。

欧州各国でも民事訴訟が起こされ、ISP に対して、TPB へのサービス提供の禁止やインターネットユーザの TPB への通信遮断を命じた。訴訟の目的は、第三者である ISP を巻き込み、著作権保護が通信の秘密に優越する判断を引き出すことであった。2010 年 5 月 13 日ハンブルグ地裁は ISP に TPB へのサービス提供を禁じ、5 月 17 日にサービスが停止される。しかし、同日スウェーデン海

賊党(Piratpartiet、以下海賊党と表記)が ISP としてサービス提供を開始し、TPB は再び奇跡の復活を遂げる。法的措置にも関わらず、実際には様々な技術的回避手段が存在し、欧州各国のユーザは依然として TPB を利用している。TPB の登録ユーザは、2009 年 12 月現在で 400 万人を超えた。

しかし、一連の動きは TPB を追い詰めた。2009 年 6 月にスウェーデン企業による TPB 買収が発表されるが、当該企業のインサイダー取引の疑いから立ち消えとなる。設立者の 3 名は 2006 年に TPB を第 3 者に売却したとされるが、オランダの民事訴訟では既に運営に関与していないとして控訴しなかった。設立者 3 名のうち、技術担当の 2 名は EU 圏外に滞在する。2011 年には TPB の設立者 3 名を扱ったドキュメンタリー映画 TPBAFK (= The Pirate Bay - Away From Keyboard)が公開予定である。

調査報道の自由を掲げる Wikileaks は、アフガン戦争に関する米国の機密情報を公開して一躍注目を集める。海賊党は TPB へのサービス提供に続き、Wikileaks に対しサービス提供を申し出て、2010 年 8 月 17 日には協定が締結される。

海賊党は 2009 年欧州議会選挙で 2 議席を獲得し、2010 年 4 月 18 日各国の海賊党とともに Pirate Parties International を設立した。しかし、2010 年 9 月スウェーデン国会選挙では、支持が低迷し議席獲得に失敗する。海賊党は国会議員の不逮捕特権を活用し、議会内に設置したサーバから TPB や Wikileaks へのサービス提供を行う予定であった。

金融危機で国家的危機に瀕したアイスランドだ

が、Wikileaks はそのリベラルな風土に着目し、報道の自由を保障する法案作成を提案する。法案作成の方針は、2010年2月18日に国会で審議入りし、6月16日に採択される。

WTO の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS) は、TPB の封じ込めに活用された。この「限界」を克服するため、2007年に模造品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) の検討が始動する。交渉は秘密裏に進められたが、リークを受けて2010年4月に条約案を公表、10月2日には各国が大筋で合意した。フランスが突出して積極的で、米国主導の構図に変化が見られる。しかし、中国やブラジルなどの新興国は反発を強めるであろう。

知的財産権の濫用も進展した。Patent Troll に続き、2010年には Copyright Troll が出現する。

米国では Rightheaven 社が古い新聞記事を購入し、(公正使用である引用も含めて) 無断で引用した多数のサイトを訴えた。また、楽曲の一部が盗用であるという訴訟も流行し、オーストラリアでは原告勝訴、米国では DIM 社が複数の訴訟を起こしている。知的創作活動が権利侵害に直結するという矛盾は、知的財産権をさらに怪物化させた。

TPB は依然としてサービスを提供し続けている。今や一つの伝説となり、国際条約化や濫用が進展する一方で、対抗する政治勢力を台頭させた。1980年旧西独で緑の党が結成された時、環境問題が政治経済の中心的命題となることを予測するのは困難であった。次はインターネットの自由であるかもしれない。

★訃報

去る10月15日、本会の林陽一会長が死去いたしましたので、お知らせいたします。享年90歳。(事務局)

故林陽一氏は北欧の専門家として著作、翻訳書を通じて文化の交流に貢献されました。全日空の常務を勤務され、その間長らく本会理事長を務められたのち、2001年より会長として本協会に多大の寄与をされました。ここに深い感謝の念とともに、謹んでご冥福をお祈りいたします。(理事長 百瀬宏)

【催し物】

■映画「フィンランド映画祭」

「4月の涙」など7本の映画上映

日時：10月30日～11月5日

場所：恵比寿ガーデンシネマ

問合せ：03-5420-6161

■演劇「劇団グスタフ公演」

「人はみな罪を秘めて」

日時：11月26日～28日

場所：スウェーデン大使館オーディトリウム

問合せ：03-5497-6996

■演劇「イブセン演劇祭」

ノルウェー、ドイツ、ベトナム、日本の劇団が参加

日時：11月17日～30日

場所：あうるすぽっと(豊島区池袋)

問合せ：03-5450-5563

■フェスティバル「スウェーデンの認知症ケアを学ぶ」

認知症ケアの取り組み、音楽を使ったケア

日時：11月20日 14:00～

場所：小金井市商工会館2階ホール

問合せ：042-392-8069

・【次回例会案内】11月例会

講演：「パール・ラーゲルクヴィストを読もう---『バラバ』を中心に」

講師：山下泰文(東海大学名誉教授)

日時：11月19日(金) 18:30～21:00

場所：京橋プラザ区民館(中央区銀座1-25-3) 会費：1000円(正会員は無料)